

総務文教常任委員会記録

【所管事務調査】を含む

令和2年6月11日

【開催日】 令和2年6月11日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午後2時44分

【出席委員】

委員長	河野 朋子	副委員長	伊場 勇
委員	奥 良 秀	委員	笹木 慶之
委員	中岡 英二	委員	長谷川 知司
委員	山田 伸幸		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野 泰		
----	------	--	--

【執行部出席者】

総務部長	川地 諭	総務部次長兼人事課長税務課長	辻村 征宏
総務課長	田尾 忠久	総務課法制係長	竹内 広明
消防課長	末永 和義	消防課課長補佐	田中 弘保
消防課消防庶務係長	若松 宗徳	消防課消防団係長	黒瀬 陽介
市民部長	川崎 浩美	市民部次長兼市民活動推進課長	木村 清次郎
市民課長	亀崎 芳江	市民課主幹	安部 亜希子
市民課住民係長	佐藤 喜寛	教育長	長谷川 裕
教育部長	岡原 一恵	教育次長兼教育総務課長	吉岡 忠司
学校給食センター所長	山本 修一	学校給食センター主査	和田 英樹

【事務局出席者】

事務局長	尾山 邦彦	事務局次長	石田 隆
議事係長	中村 潤之介		

【審査内容】

- 1 議案第69号 山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について (消防)

- 2 議案第68号 山陽小野田市固定資産評価審査委員会条例及び山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について (総務／市民)
- 3 議案第71号 山陽小野田市学校給食費に関する条例の制定について (学校教育)
- 4 所管事務調査 学校給食センターへ納入される青果物について

午前10時 開会

河野朋子委員長 おはようございます。ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。それでは審査番号1番、議案第69号山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、執行部の説明をお願いいたします。

末永消防課長 おはようございます。消防課の末永消防課長です。よろしくお願いたします。議案第69号山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について御説明をさせていただきます。この条例は、非常勤消防団員や消防作業に従事した者に対する損害補償の額や内容等を定めております。具体的な経緯については、令和元年11月に一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）が改正されたことにより俸給月額が改定されたこと、また、民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）により法定利率が改定されたことに伴いまして、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和2年4月1日から施行されたことに伴う山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例（平成17年3月22日条例第169号）の改正を行うものです。内容の変更については、新旧対照表を御覧ください。改正概要につきましては、新旧対照表1ページ、本文第5条（補償基礎額）において文言の修正及び非常勤消防団員等の補償基礎額については、現行の最高額である14,200円は据置きとなりますが、最低額の8,800円は8,900円と100円の増額となり、以下5ページの別表の補償基礎額表のとおりとなっております。また、

同様に消防作業従事者等の補償基礎額については、最低額8,800円を8,900円に改定するものです。続いて2ページ後段の附則（障害補償年金前払一時金）についてですが、3ページ以降の「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改めることとなります。次に、経過措置についてですが、公布の日からの施行となりますが、適用日は令和2年4月1日からと考えています。以上で、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が施行されたことに伴う山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の説明とさせていただきます。

河野朋子委員長 説明が終わりましたので、委員からの質疑を受けます。質疑はありますか。

山田伸幸委員 法定利率という用語について、これはどういったものか説明してください。

末永消防課長 法定利率につきましては、民法において、これまで100分の5という固定されたものとなっておりましたが、今回の民法の改正により、変更後、100分の3と見直されました。これにつきましては、また3年ごとに見直しをされるということで、要因といたしましては、現行の法定利率が現状に合っていないということで、それに合わせるための変更と聞いております。

山田伸幸委員 ですから、法定利率というのはどういったことに適用されるものなんですかね。何か今、用語の表面的な説明で具体的にどういった違いが出てくるのか、この法定率の適用によってね。その辺を説明してください。

末永消防課長 失礼いたしました。適用につきましては、附則のところにも出てまいります。年金等の補償金前払一時金という制度がありまして、

この前払一時金で、先に頂いた場合に、その金額に、今まで年利100分の5を乗じて残った金額を支払うという形になっておったものが、そこに対して100分の3が適用されるようになります。

川地総務部長 今まで100分の5だったんですが、100分の3と。3年後には利率がおそらく変わります。変わるごとに条例改正をするよりも、ここで定めた事故発生日における法定利率としておいたら、100分の3から100分の2に変わったとしても、条例でいじることはなくて、適用がその100分の2になるということです。その100分の5という数字よりも法定利率という言葉で、条例で表そうとしたものです。

山田伸幸委員 要するに公務災害が起きたときに、これは年金のように支払われる補償金なんですか。その辺いかがですか。

末永消防課長 年金に対して前払一時金という形でも請求ができるということになります。

山田伸幸委員 では、この公務災害というのは、大体、年間に起きるようなことがあるんでしょうか。それとも、近年どの程度の発生でしょうか。

末永消防課長 山陽小野田市を例にとってみますと、平成17年から現在まで6件の公務災害が起きております。ただし、これにつきましては、療養補償ということで、病院に掛かった治療費の補償にとどまっております。

山田伸幸委員 あと障害が残るような、そういう重大な事例はないということではよろしいんですね。

末永消防課長 山陽小野田市にあってはそれとおりでございます。

長谷川知司委員 政令が変わったということで4月1日適用なんですけど、普通、

こういう場合、専決処分でされる場合もあるし、今回のように出される場合がある。この違いというのは。

末永消防課長 他市でもそれぞれのやり方、専決でされたところも何箇所かありましたが、今回の場合、3月27日にこちらのほうの通知がありましたので、3月議会に間に合わなかったということが第一の条件になっておりまして、専決にしなかったことにつきましては、議会でしっかりと、議会軽視をしないようにということの配慮から6月議会に掛けさせていただいております。

長谷川知司委員 今の考え方は、市全体がそういう考え方と理解していいわけですか。

川地総務部長 例えば、地方税法みたいに、もう上位法から必ず改正でそれがすんなり来るといった場合については、専決処分という形を取らせていただいております。その他、緊急を要する場合は専決処分をさせていただきますが、今回の本件のように、多少いろいろといろいろ審議をしていただいて、必ずこれでないといけないというものではないものについては、議会の審議に掛けさせていただくという形を取っております。

笹木慶之委員 補償基礎額についてお尋ねします。補償基礎額の中で、ここに改正の額が書いてありますよね。これ数字を見てみると非常に不規則な動きになっていますが、改正の額がね。例えば、団長及び副団長が1万2,440円になっていますが、元が1万2,400円。ところが、今度は分団長及び副分団長は1万1,500円が1万1,550円。50円上がっているんですね。部長、班長は、8,800円が8,900円で100円上がっているということで、100円から10円ぐらいまでの幅で動いて、20円か、で動いていますが、これはどういうルールに従って、こうなったんでしょうか。

末永消防課長 今回の改正につきましては、一般職の給与の法律の改正があったことに伴いまして実施されたものでして、一般職の給与の法律につきましては、民間給与との格差を解消するということが初任給及び若年層の俸給月額を引き上げたものとなっております。これに対して、若い方を中心とする部長、班長、団員等の引上げ率が高くなっておりまして、どうしても階級が上がるごとに伸び率が低くなったということで計算されていると聞いております。

笹木慶之委員 そうしますと、結局、新しい消防団員を確保するという背景の下に、このような改正が、いわゆる公務員の給与に関連して行われたというふうに理解していいんですね。

末永消防課長 はい、そのように解釈しております。

笹木慶之委員 分かりました。

河野朋子委員長 ほかに質疑はよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、質疑を打ち切り、討論は。（「なし」と呼ぶ者あり）はい、討論もなしということで本議案について採決いたします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 全員賛成で、本議案は可決すべきものと決しました。お疲れ様です。ここで暫時休憩ということで、よろしく願いいたします。お疲れ様でした。

午前10時13分 休憩

河野朋子委員長 それでは、委員会を再開いたします。審査番号 2 番、議案第 68 号山陽小野田市固定資産評価審査委員会条例及び山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について審査をいたします。それでは、執行部の説明をお願いいたします。

田尾総務課長 それでは、議案第 68 号山陽小野田市固定資産評価審査委員会条例及び山陽小野田市手数料徴収条例の一部改正について御説明いたします。情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正をこの条例で行うものであります。改正の内容は、議案を 1 枚めくっていただき、参考資料の新旧対照表を御覧ください。改正の内容は、先ほどの法律によりまして、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の名称が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改められたこと等に伴い、固定資産評価審査委員会条例及び手数料徴収条例に引用している法律名を改正するとともに、条ずれが生じたものを解消するための改正を行っています。続いて、新旧対照表の 2 ページを御覧ください。また、同法によりまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正が行われ、通知カードの新規発行、記載事項変更の手続等が廃止されましたので、手数料徴収条例に規定している通知カードの再交付手数料を削除するものです。新旧対照表の 2 ページ、3 ページ、4 ページにそれらを掲載しておりますので、御覧いただきたいと思っております。以上で説明を終わります。御審査のほど、よろしく願いいたします。

河野朋子委員長 説明が終わりましたので、委員からの質疑を受けます。

笹木慶之委員 原則的なことなんですが、今、法律が新しい名称の下に改正さ

れたということなのですが、その背景を説明してください。どういうことで、どうなったのかというところをお尋ねしたいと思います。

竹内総務課法制係長 この度の法律の改正につきましては、情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化、効率化を図るために、行政のデジタル化に関する基本原則や必要な事項を定めるとともに、行政のデジタル化を推進するために、個別分野における各種施策を講ずるという目的の下に法律が制定されたものであります。以上です。

笹木慶之委員 はい、分かりました。

伊場勇副委員長 情報通信技術の活用ということで、情報通信技術は今の段階で何を指すのか教えてください。

竹内総務課法制係長 法律にきちんと規定されておるものを引用させていただくと「申請者のパソコンと自治体のパソコンをオンラインで結んだような環境」ということが定義されておるんですが、いわゆる電子申請とかというものをイメージしていただけると分かりやすいかと思います。

山田伸幸委員 通知カードの再交付手数料が削除されたというふうなことだと思うんですが、実際にどの程度再交付が行われてきたのか、分かる範囲でお答えください。

亀崎市民課長 通知カード再交付件数ですが、平成30年度が449件、令和元年度は390件です。

山田伸幸委員 この度の個人の給付金で、かなり窓口で手続が行われたのではないのでしょうか。その点いかがでしょうか。

亀崎市民課長 特別給付金がマイナンバーカードでも申請できるということで、

市民課の窓口でも、5月の連休明けはかなり多くの方がいらっしゃいました。理由としては、申請をされる際に、電子署名が必要なんですけれども、給付金…

河野朋子委員長 もう一度答弁をお願いします。

亀崎市民課長 すいません。給付金の関係ですけれども、給付金の際に必要なのはマイナンバーカードと、署名用電子証明書が必要になります。その署名用電子証明書の暗証番号が分からなくなったという方がかなり多くいらっしゃいました。

山田伸幸委員 今回の給付金に関して、番号を再交付するのにも、手続が窓口で必要だというふうになっているがために、かなり殺到したんではないかなと思うんですよね。これが窓口でなければいけない理由というのはどういうことなんでしょうか。通常、いろんなカードの再発行なんか、ネット上でできることが多いんですけど。なぜ市民課の窓口でないとできないんでしょうか。

亀崎市民課長 今の市民課と市民窓口課の2か所で手続が必要になっています。というのが、スマートフォンからも、電子署名用の暗証番号は分かっていたら変更はできるんですけども、それが分からないということがあります。再設定という手続がございますので、それは必ずこちらの窓口に来て、申請書を書いていただいて手続が必要ということになっておりますので、窓口にいらっしゃったということです。

川崎市民部長 すいません。ちょっと補足させていただきます。この度の給付金の申請に関しては、マイナンバーカードをお持ちであれば、それでオンライン申請ができるということで、その際にそのマイナンバーカードの電子証明の暗証番号の設定が必要になるということで、その手続に窓口に来庁された方が多いということです。この手続に関しては、これは

各自治体の市民課窓口で行うということが、国のやり方といいますか、決まっておることですので、ここはやむを得ないかなと思っております。この度、条例改正させていただくのは、あくまで通知カードの再交付ができなくなるというもので、この通知カードというのはマイナンバーカードとは別のもので、この制度が始まったときに各御家庭に紙ベースの通知カードが送られてきています。この通知カードが、5月25日以降は、再交付とかの手续ができなくなったということで、この度改正させていただいておるもので、この通知カードは給付金の申請とは関係がないものです。

山田伸幸委員 今後通知カードに代わる、何か自分の番号を確認するものっていうのはどうなるんでしょうか。

亀崎市民課長 廃止後の5月25日以降は、例えば出生等で新たにマイナンバーを付番された方に対しましては、通知カードに代わりまして、個人番号通知書というものを簡易書留で郵送させていただいております。そして、また、今、通知カードがちょっと分からなくなって紛失されてしまったという方につきましては、再交付という形はできませんので、例えばマイナンバーを取得していただくこと、それとマイナンバーが記載された住民票又は住民票記載事項証明書により、確認をしていただくこととなります。それと、今通知カードをお持ちの方につきましては、住民基本台帳の記載内容と住所、氏名等が一緒であれば、そのまま引き続き利用できるということで、これは経過措置ではありますが、利用できることとなっております。以上です。

河野朋子委員長 すいません。結局通知カードの再交付をもうしないということが今回の条例の改正の趣旨なんですけど、そういう必要性が生まれた人が今後どういう対応をしたらいいのかということのを少し言われましたけど、ちょっともう少し詳しく、お答えいただけますか。

川崎市民部長 すいません。通知カードとマイナンバーカードは大変分かりにくいところであるんですけども、この度の改正で5月25日以降は、通知カードの再交付と変更手続が廃止されたということで、これはマイナンバーカードの取得を進めるという国のほうの方針なんですけども、今後出生された方には、通知カードの送付は行われませんが、「あなたのマイナンバーはこれですよ」という通知の書類は届きますので、それによって自分のマイナンバーを知ることができます。そのマイナンバーの通知書類は、マイナンバーの確認書類になることはできないので、確認書類としては、新たにマイナンバーカード申請していただくとか、住民票の写しを取っていただく。そういう手間が少し増えるということにはなるんですけども、国がデジタル化、マイナンバーカードを進めるための方策ということで、そういう制度になっております。また、市民サービスが変わるということとはございません。（発言する者あり）通知書を紛失した場合は、住民票の写し等をお取りいただければ、それにマイナンバーが書いてありますので、知ることができます。

山田伸幸委員 ということは、今いろいろな住民票を本人以外が取得する場合がありますよね。裁判の係争とか。ということは、それを取ればその人のマイナンバーが分かってしまうということなんですか。

亀崎市民課長 マイナンバー入りの住民票ですけれども、通常、御本人様か同一世帯の方しか取れませんので、マイナンバー入りの住民票を請求される際は、理由書、正当な理由がなければ、交付することができないとなっております。

山田伸幸委員 ですから、裁判で係争だから住民票が必要だということは正当な理由じゃないんですか。その際には、マイナンバー付きの住民票が交付されるということでしょうか。

亀崎市民課長 マイナンバー入りの住民票ですけれども、通常、マイナンバー

入りっていうのは請求されるときに、通常特別な理由がなければ、マイナンバー入りの住民票はお出しできないことになっております。ですから、普通に請求される場合は、特別な事由がある限り、例えば裁判所で、どうしてもマイナンバー入りの住民票が何らかの理由で必要だっていうことが明記をされていれば別ですけれども、通常は交付することはできません。

中岡英二委員 私もこの度、マイナンバーカードを申請して、思ったよりも早くできたのにちょっと驚いたんですが、本市において、マイナンバーカードの所有している取得率っていうか、その辺はどのような感じですか。

亀崎市民課長 マイナンバーカードの交付率ですけれども、令和2年5月1日現在、山陽小野田市では8,074枚、12.8%となっております。

中岡英二委員 だから、マイナンバーカードがこれだけ進んでない。12.8%というのは進んでないですね。これは利便性っていうか、マイナンバーカードを作ったら、こういう便利なことがあるよ、コンビニで利用できるよとか、その辺の利便性っちゅうのは、皆さん持つようにということで何かPRか何かされていますか。

亀崎市民課長 広報でもお知らせをさせていただいていたんですけれども、今、窓口でチラシをお渡ししたりしております。あと、ホームページなどで周知させていただいております。今後も、そういったマイナンバーカードを持たれる方に対しての利便性をもっとアピールする必要があると思っておりますので、今後も広く周知に取り組んでいきたいと考えております。

中岡英二委員 なぜマイナンバーカードを取得するのがいいか。この度のコロナに対しても、給付金とかが早く支給されなかったですね。これはインターネットでやって、そういう不備があったちゅうのもありますけど、

やはりこういうカードを普及させて、コロナの第二波、第三波が来たときに、給付金をできるだけ早く支給するために、やはりこれを進めていくべきだと私はと思いますがどうですか。

河野朋子委員長 はい、今の意見ということですし、ちょっと大事なことであるんですが、今回の議案と少しそれてきましたので、結局、再交付を必要とした人が、これまでも何人かいらっしやったわけですね。今後これをしないということは、今度そういう必要な人たちが窓口に来られたときに、今のようなマイナンバー入りの住民票ってちょっと特殊なものであるんですけども、そういうことの説明を丁寧に窓口でしていくというような方針でよろしいんですか。その辺の対応策はどうですか、今後。

亀崎市民課長 委員長おっしゃるとおりで、通知カードをなくされた方などにつきましては、マイナンバーカードの取得をお勧めしたりとか、マイナンバー入りの住民票を取得していただくことを丁寧に説明させていただきたいと思います。

河野朋子委員長 ほかに質疑があれば、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）質疑を打ち切ります。討論はよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしということで本議案について採決をいたします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 賛成多数で、本議案は可決すべきものと決しました。以上で審査を終わります。お疲れ様でした。では、10分ほど休憩しまして、分科会に移行いたします。以上で委員会を終わります。お疲れ様です。

午前10時44分 休憩

河野朋子委員長 それでは、ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。審査内容は 3 番の議案第 7 1 号山陽小野田市学校給食費に関する条例の制定についてを審査いたしますので、執行部の説明をよろしく願います。

山本学校給食センター所長 それでは、議案第 7 1 号山陽小野田市学校給食費に関する条例の制定につきまして、御説明いたします。本条例の制定の理由につきましては、現在、各小中学校で行っている保護者からの学校給食費の徴収・管理や未納者への督促などの業務について、令和 3 年 4 月から公会計化を行い、市教育委員会の業務として管理を行うために制定するものです。条例の内容について御説明いたします。第 1 条は、この条例の趣旨について定めております。学校給食に係る学校給食費の管理に関し、必要な事項を定めるものとしております。第 2 条は、用語の定義についてです。この条例に使用する第 1 号で「学校給食」、第 2 号で「学校給食費」、第 3 号で「学校給食費負担者」について説明をしております。第 3 条は、学校給食の実施について、市が学校給食を提供することを規定しております。第 1 号で、学校給食を市立の小学校、中学校の児童生徒並びに埴生幼稚園の園児に提供することを明記しております。第 2 号では、「その他学校給食を提供する必要がある者として規則で定める者」とありますが、その他学校給食を提供する必要がある者とは、学校、幼稚園又は学校給食センターの職員、また、その他学校給食センターの施設見学・試食会などの参加者を想定しております。第 4 条は、学校給食費の徴収についてです。学校給食費は、学校給食費負担者（児童生徒や園児の保護者、その他学校給食の提供を受ける者）から徴収します。第 5 条は、学校給食費の額について規定しております。学校給食費の額は、規則で定めるものとしてありますが、一食の給食費は、現在、幼稚園で 2 2 0 円、小学校で 2 5 0 円、中学校で 2 9 0 円としてありますが、学校給食費公会計化移行後においても、学校給食費の額の

変更はありません。第6条は、学校給食費の納付についてです。学校給食費負担者は、規則で定める日までに学校給食費を納付しなければならないことを明記しています。規則で定める日とは、年間で必要な給食費を11期別に分け、期別ごとに金額を定め、月末までにお支払いいただくことを想定しています。第7条は、学校給食費の減免についてです。特別な理由とは、学校給食費負担者である保護者が、自然災害や火災などにより、一時的に経済的資力を失ったときを想定しております。第8条は、学校給食費の督促についてです。学校給食費負担者から納付期限までに学校給食費を納付されないときは、学校給食費負担者に対して督促を行うことを定めています。第9条は、委任についてです。この条文のほか、必要な事項については規則に委任することを明記しております。最後に附則であります。施行期日は令和3年4月1日、また条例の施行の日前に必要な準備行為ができることを明記しております。説明につきましては、以上です。御審査のほど、よろしく申し上げます。

河野朋子委員長 説明が終わりましたので、委員からの質疑を求めます。質疑はありますか。

山田伸幸委員 公会計にすることと、これまでの学校ごとの会計にしておく場合と、具体的にどういった違いがあるのか。特に負担者にとってのメリット・デメリット等があればお答えください。

山本学校給食センター所長 公会計化につきましては、まず、先生方の学校における働き方改革というのがまず一つでございます。働き方改革、先生方の負担を減らす、軽減するということで、公会計を地方自治体というか市が管理して行うというものが本来の趣旨です。この公会計化に当たって、保護者の方のメリットといたしましては、今、各学校で口座を、校長先生が口座を持たれて管理されているということで、保護者の方がその口座を持ってなければ、改めて口座を開設するという手間が今までございました。あわせて、口座振替の際も手数料が発生しておりました

ので、公会計になると、その費用が削減されるということがございます。あとは、我々、給食を作る者については、今まで私会計、保護者から頂いたお金で運営するというので、収入を見ながら献立を考えたりしておったんですけども、どうしても月末というか2月、3月になりますと、歳入の状況を見ながら献立を考えるというやりくりがございましたが、公会計になりますと、もう年間で予算を確保しております。そういったこともございまして、十分なというか、そういった配慮をしなくても、事前に献立作成ができるということもメリットの一つかなと思っております。

山田伸幸委員 公会計によって、物資の納入というか、食材の納入に関して何か変化はあるのでしょうか。

山本学校給食センター所長 現行の納入につきましては、センターになる前、各校とお取引のあった業者の方と引き続き納入をお願いするということがありました。まだ決定はしておりませんが、公会計、令和3年度以降につきましては、市内のより広い業者の方から御登録いただいて取引を行いたいと考えております。

山田伸幸委員 ということは、今2社が見積りでやっておられるんですが、そのスタイルが大きく変わるということですね。具体的に、どのようなイメージになるのでしょうか。

山本学校給食センター所長 業者決定につきましては、見積りによる結果と考えております。今、委員が言われたのは青果の2社ということと思いますが、イメージというか、青果物とか精肉とか一般物資とか、それぞれ事前に登録を行って納入していただくということです。現行では、青果の業者は2社ですが、そのことによって3社、4社、5社と登録業者が増えることも予想されるということです。

山田伸幸委員　ということは、これまで以上に競争が発生するというふうを考えていいのでしょうか。今の2社でさえ、納入価格をめぐって無理して安くしておるということを聞いているんですが、これがより顕著になってくるというふうには考えられるのでしょうか。

山本学校給食センター所長　業者の指名につきましては、見積りを頂いて、一番安価な業者にしております。当然、2社から数社に増えることになりますと、今委員が言われたようなことも想定できると思います。

笹木慶之委員　違った観点からお尋ねします。今ね、条例作って新しくこの公会計でやろうということはよく分かるんですが、流れをもう少し説明してください、具体的に。といいますのは、まず、給食を提供しますよね。そうすると、そこに、給食費を徴収するということが起こります。それは給食センターでまず計算されるということから始まると思うんですが、その流れを。だからそれは、請求書ができたら、請求書はどこにどうやって配布して、そして、どういう形で納入してもらって、そして、いわゆる未納とかなんとかいうところはどこで管理して、督促はどうするという、まずその流れをもう1回説明してください。

山本学校給食センター所長　まず来年度初めになりますと、保護者の皆様に口座振替の手続を御依頼いたします。個人ごとの帳簿というか台帳というのを、コンピューターを使って管理するように考えております。まず、全体、年間でどのくらい払っていただきますというような通知を市長名で各保護者の皆様に通知をする予定です。これにつきましては、先ほど申し上げましたように期別ごとの金額を明記したものです。支払日の15日前までには、各月ごとの納付の依頼書を発送いたします。それに伴って、保護者の方が口座振替、各口座に入金していただいて、我々が徴収すると。納付期限までに徴収できなかったものにつきましては、納入期限日の20日以内に督促状を発送いたします。それでも納付がないときには、納付指導、電話なり、家庭訪問なり、行って納付のお願いをい

たします。そういった流れでよろしゅうございますか。

笹木慶之委員 そうしますと、先ほどちょっとありましたが、学校の先生方は全く関与されないということですね。まず、それを確認しておきますが。

山本学校給食センター所長 今申し上げましたことは、学校給食センターで行うものです。

笹木慶之委員 ということは学校には全くそういう給食のことは全く関わりがないということで理解していいんですか、ということですか。

山本学校給食センター所長 各児童生徒の食数の管理、今日給食を食べたとか、そういった管理は、引き続き学校にお願いしたいと思っております。

笹木慶之委員 はい、分かりました。それでね、要はその事務を給食センターの何名の方でされるんですか。

山本学校給食センター所長 現行では、今、事務職は私含めて3名、あと一人、栄養管理をする者がおります。ですので、実質3名から4名です。

笹木慶之委員 そうしますと、新たな雇用は生まれないと理解していいんですね。現状の職員でやると理解していいんですか。

岡原教育部長 担当する職員につきましては、人事課のほうには増員の要望はしております。ただ、私どもの希望どおりに配置がかなうかどうかというのは分からない状態なのですが、ない場合でも現状の職員でやっというところと思っております。

笹木慶之委員 もう二つ、三つあるんですが、そうすると、料金が入ってきたかこないかというのは消込みをしないと確認できないということですか。

もちろん消込みまで含めてということになると思いますが、その後の監査はどこでされるんですか。いわゆる事務の会計監査。

山本学校給食センター所長 この公会計化の移行につきまして、保護者の皆様から頂いた給食費につきましては、一般会計のほうに入ることとなっております。当然、業者に支払う手続というか、金額につきましても、歳出から払うようになりますので、議会の審査を受けるということです。

笹木慶之委員 最後の確認ですが、今、そこに行き着いたからあれなんです、公会計というのは、したがって、一般会計の中で学校給食費と、どういう費目を作られるかは別として、その中で、歳入歳出とも処理されるということですから、いわゆる一般会計の監査、市の監査委員の監査を受けるといことになるんですね。

山本学校給食センター所長 そのとおりです。

笹木慶之委員 分かりました。これは、新しくルールを作るっていうことは大事なことです。制度をきちっとしておかないと、ということをお考えです。ただ一つ気になることは、やはり職員の過重労働になってはいけないなど。かなりのボリュームあるような感じがしますが、やはりお金のやりとりというのは非常にやっぱり神経を使うものでもありますから、やはりその辺りは、また部長がしっかり検討されて、やっぱり余り無理の来ないようにされることが必要だというふうに思います。これは要望として申し上げておきます。はい、分かりました。

山田伸幸委員 食材納入で登録をしてもらおうということなんです、その登録の条件というのは付くんですか。

山本学校給食センター所長 はい、作成いたします。

山田伸幸委員 具体的には、例えば市内業者に限るとかいうのはできないように思うんですけど、どういうふうにされるんでしょうか。

山本学校給食センター所長 今あるものをベースにと考えております。今現行では、市内業者を優先して取引をさせていただいております。市内業者でそろわないものがありましたら、市外にお願いするという事です。

山田伸幸委員 市内業者でそろわないというのは、学校給食会ですか、あそこを想定しておられるということよろしいですか。

山本学校給食センター所長 はい、そのとおりです。

中岡英二委員 今の山田委員の関連で、ちょっと再度お聞きしますが、今、市内業者が2社でやられていますが、公会計になって、先ほどは増えるということを言われて、その価格の決定は安いほうに流れるということを言われていましたが、今言われたのは、2社を維持しながら、2社を優先しながら、仮に、今新たに三、四社入ったときにそこが安い価格を提示したら、そちらにも商品の調達をするという考えでいいですか。

山本学校給食センター所長 今の現行の青果を取引される業者は、2社登録されております。来年度、幅広く市内の業者に登録のお願いをいたしまして、何社登録あるかごさいませんが、その登録された業者で見積りを取らせていただくということです。

中岡英二委員 だから、価格を決めるときに、2社を優先するのではなく、価格を優先するという事です。

山本学校給食センター所長 その登録業者のうち、安価なところをお願いするという事です。

中岡英二委員 ちょっと現状の学校運営についてお聞きします。学校給食運営。
現在、食材費はどれぐらい掛かっていますか。年間。当初2億円という
予定で出ていたんですが、

山本学校給食センター所長 今、お預かりしている学校給食費につきましては、
年間2億3,000万円ぐらいと承知しております。

中岡英二委員 同じく施設維持管理費はどれぐらいですか。

河野朋子委員長 これは、何か条例との関連性があるんですかね。そういった
質問ですか。

中岡英二委員 いいです、分からなければ。はい。

山本学校給食センター所長 すいません、今、手元に資料がありません。申し
訳ありません。

中岡英二委員 いや、そこらの数字が公会計になってになって幾らか変化があ
るのかなということをちょっとお聞きしようかなと思って。変わりがな
いと言えばそれでもいいんですけど。

山本学校給食センター所長 特段、変わりはないと思いますが、先ほど申し上
げましたが、コンピューターと管理の経費がありますので、若干増額に
なると思います。

山田伸幸委員 今までの業者であれば、産地の指定だとか地産地消を進める立
場で納入をお願いするということができきたと思うんですけど、こ
れが公会計になって一般的な入札となると、その辺の縛りが掛けづら
くなると思うんですけど、その辺はどのようにされる予定なんですか。

山本学校給食センター所長 特段、現行と変えるつもりはありません。公会計後においても地産地消の推進を進めたいと。そのような仕様を作りたいと思っております。

河野朋子委員長 この条例に関しての質疑を今受けておりますので、その辺に注意して質疑をお願いいたします。

山田伸幸委員 やはり、公会計の導入ということで、よその業者も入ってくる。土木なんかだったら海外業者でさえ入ってきますし、この学校給食であれば非常に細かい作業になってくるので、恐らく近場の業者になろうかと思うんですけど、少し、市外業者は駄目だとかいう、先ほど言われたようにね、どうしても市内で調達できないものということでは言われたんですが、市内で調達できるものに対して入札参加申請等があったときに、これを拒絶できるんでしょうか。

山本学校給食センター所長 先ほども申しあげましたように、まずは市内業者の方にお声を掛けて見積りをお願いするということです。それで物資がそろわないときは、それ以外の方に見積りを依頼するということです。除外という表現が適切でないかもしれませんが、市内の業者を優先するということです。

山田伸幸委員 公会計のシステムでそれが許されるかどうかということがかちょっと疑問で、さっきから聞いております。それと、価格さえ安ければええっていう姿勢でいいのかなのか。やはり、いい食材でなるべく地元のものを、旬のものを出してあげることが必要だというふうに思うんですけど、そういった配慮というのは今後もされていくんでしょうか。というか、今まで以上に徹底して行われるかどうか、その点いかがでしょうか。

河野朋子委員長 この後の4番の項で、そういったことについて所管事務調査として挙げておりますので、3番の議案については、この条例の部分について質疑をお願いいたします。口座の登録ですけど、そういう作業が結構、大変煩雑な作業で、たしかこれ、予算審査のときに、こういった作業をA I - O C Rですかね、ああいうものを使ってやっていくっていうことですが、その辺りで随分センターについては負担が変わるっていうか、そういったことが考えられるのかどうか。この辺はどうでしょうか。

山本学校給食センター所長 現状では、大体、児童生徒は4,900人とか5,000人いらっしゃいます。これにつきましては、世帯に1枚ということではなくて、児童生徒ごと1枚ずつということで、そのぐらいの数が掛かるんですが、これから御説明に上がって申請書を出していただいてということで、大体年末ぐらいからそういった作業をすると思うんですが、今、企画課のほうでそういったO C Rを使った業務ができるということで、詳細につきましては、できるかどうかも含めて作業ができるように今調整を進めているところでございます。O C Rで読み取るためにどうしたらよいのかというのを今検討しているということです。

長谷川知司委員 8条のところにあります未納者ですね。これに対して、督促しなければならぬと書いてあります。その督促してもまだ払わない場合は、どういうように考えちゃってですか。

山本学校給食センター所長 これにつきましては、我々職員が、各家庭に御訪問したりお電話をしたりすることによって、納付指導というか、相談を行いたいと思っております。それでも納付いただけないときは、再度指導ということになるんですが、納付額とか納付の分納を行ってまいりたいと考えております。

長谷川知司委員 今の関連なんですけど、できるだけ、子供たちにはそういう被

害を与えないためにも、例えばたまった給食費等については、市のほうで家賃とか滞納、税金の滞納とかありますけど、そういうものと一緒になって、そういう情報共有とかってということも考えていらっしゃいますか。

河野朋子委員長 家庭の事情を情報共有するという意味ですか。そういうことですか。

長谷川知司委員 はっきり言いますと、要するに滞納者に対しての徴収は、徴収専門の人でないと難しいという面があるんですね。ただ、今、職員が回ると言われましたけど、市のほうでは、家賃の滞納については徴収専門のスタッフを外部に任せてやってらっしゃるってところがあるんですね。そういうような形で行かないと、職員が行って徴収するっていうのは、ちょっと無理なんじゃないかなと思うんですが、よりきちんと徴収するための方法というのをもっと練ってらっしゃるかどうかな。なければ、今後それをきちんと市のほうとも情報共有して、どういう形で徴収しやすいかっていうことを考えたらどうかなということなんですが。

山本学校給食センター所長 徴収につきましては、今私が御説明したとおりですが、今委員の御提案のとおり、そういった専門部署がありますので、情報共有というか徴収のやり方につきまして研究というか協議させていただこうと思います。

山田伸幸委員 ということは、債権対策室を利用するということになるんですね。債権対策室であれば、訪問とか一切そういうことをしませんし、とにかく先に差押えをします。ということで、もう問答無用になってしまいます。そうすると、教育の一環として行われるこの学校給食が、教育でも何でもないようなものになってしまうというふうに思うんですけど、それでも、債権対策室を利用されるという気持ちなんでしょうか。

岡原教育部長 給食費の未納について、たちまち、その債権対策室を利用して徴収をしようと考えているわけではなく、あくまでも、まず、未納に当たっては文書などでお願いを繰り返していく、そして、反応がないときには、家庭を訪問する、臨戸するなど、いろいろと工夫をしながら納付を促していきたいというふうには考えております。その上で、やはりお支払になられない理由というのも、その家庭それぞれあると思いますので、あわせてですね、対応できていければと思います。もし、家計で苦しい状況がそこで判明すれば、御利用いただける制度などの御説明もしていきたいと思いますし、場合によっては、一遍でなくても分納していただけないかと、そういった相談体制も取りながら未納については対応していきたいと思います。

山田伸幸委員 今言われましたけれども、大体、こういう給食費を納入ができないという家庭というのは、やはり相当深刻な経済的な面での大変さもかかっておられて、当然家庭問題、家庭の中の問題も非常に多く大きくて、子供の心を傷つけているというのも何件かこれまで見てきました。本当にこのことによって明らかになることもありますし、ほかのことで問題が表面化して、よく聞いていったら給食費も払えないような状況だというふうなことも何度も経験しておりますので、やはり、この公会計になったことによって、それが機械的にされることは絶対ないようにしていかなくちゃいけないというふうに思っておりますので、今言われた丁寧な対応というのを、例えば心の支援室と協力をするといった対応が絶対必要になってくると思います。当然、就学援助だとか生活保護だとか、いろんな形で子供を守っていくことが必要だと思っておりますので、機械的にそういう市の取立て部門に回すということはされてはならないというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

河野朋子委員長 繰り返しになりますけどいいですか。

岡原教育部長 今、山田委員がおっしゃられたとおりだと思いますので、その

点、気を付けて対応していきたいと思います。

河野朋子委員長　ちょっと今の未納率がかなり少なくなっていますよね、給食費全体で。前回は確認したんですけど、それを改めて、どれぐらいのパ一センテージなのか。それが何人分に当たるのかっていうようなことを、少し確認させてください。未納者の数です。

山本学校給食センター所長　昨年度の収納率につきましては、99.65%、約99.7%です。滞納者の数は、延べ90人です。

笹木慶之委員　いろいろと御懸念の点がありますが、前から一般質問で言っていますけど、市の債権ね、市の債権は公債権と私債権があるんですよ。公債費、いわゆる強制執行できるやつ等々と、本件は違いますからね。おのずと私債権の中で、今言ったような対応がこれは当然されるものというふうに思います。だから、そういった経過の中での督促といいますかね、徴収ということになると思いますので、私はそんなにこれは心配しておりません。という形で、やっぱり丁寧に親切にやっていただくというふうにことをお願いしておきたいと思います。

奥良秀委員　未納率とかいろいろあるんですが、要は今回学校給食センターのほうで徴収されるということなんですが、一番そういうふうな家庭を知っているところっていうのは、今回、外れるところなんですが、学校の教員の先生たちが一番どういう家庭かっていうのはよく御存じですので、そういったところも滞納がある場合は、先ほどから丁寧にという言葉もありますので、情報交換をきちんとしながら、多分こういうのが表に出てくるといじめの問題に発展したりとか、いろんなこと、デリケートなことがあると思いますので、その辺を十分留意していただいて、教育委員会の中で、情報交換をきちっとされながら行っていただきたいと思います。質問しようと思いましたが、全て言われましたので意見として。

河野朋子委員長 ほかに、この条例案について、質疑があれば受けます。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、質疑を打ち切り、討論はありませんか。

山田伸幸委員 いろいろと懸念を表明いたしました。入札に関わる問題の心配な点、不透明な点、まだ明らかになっておりません。それと、子供たちが直接影響を受けるかもしれない給食費の納入の点では、先ほど部長が丁寧な対応を約束されました。これを必ず履行されることをお願いして、賛成討論とします。

河野朋子委員長 ほかに、討論は。（「なし」と呼ぶ者あり）では、以上で討論はなしということで、本議案について採決をいたします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 全員賛成で、本議案は可決すべきものと決しました。お疲れ様でした。引き続き、いいですかね。引き続き4番に移ります。

※ 所管事務調査の記録へ続く

【会議の概要】

- ・ 5月28日に委員会を開催し、発芽したジャガイモについての対応を確認した。その際、罰則規定や詳細な仕様書の作成をしていなかったため、今後、検討するとのことであった。しかし、6月2日に、また新たにニンジンのサイズについて、検収前の商品ではあったが、仕様書と異なりLサイズのニンジンが納入されようとしていたと判明したため、委員会の開催に至った。そこで、資料として提出された山陽小野田市学校給食センター給食用物資納入業者の登録に関する要綱と平成30年度山陽小野田市学校給食食材納入仕様書を基に、業者への対応や今後の方針について、質疑を進めることとした。

【主な質疑】

河野朋子委員長 前回、業者に早速注意喚起をしたいと言われましたが、その後すぐされたのか。

岡原教育部長 いろいろ規定が整っていない中で、まず、関係業者に注意喚起すると申し上げ、その準備をしたところだが、その最中にこのニンジン件が起こったため、一旦止めて、ニンジンの納品状況を聞くとともに、前回のジャガイモの納入についても詳しく聞き取りをした。短期間のうちにこういったことが続いたため、業者に対してどのような対応ができるのか、納入業者の登録に関する要綱と納入仕様書の内容をもって、納品前の行為とはいえ今回起こったことについて、記載にあるような取引停止などの対応ができるのかを弁護士に相談した。しかし、契約としては履行されているため、それをもって取引停止にするのはなかなか難しいであろうという見解であった。とはいえ、納入前にそういった疑問を持たれるような状況が発生したのは間違いないので、きちんと顛末書を出させ、反省を促すように注意させるようにとのアドバイスを頂いた。なお、納入に関する罰則規定は、登録に関する要綱の中に入れ込むように準備をしている。

山田伸幸委員 ジャガイモのときの甘い対応が、今度はニンジンの件につながっている。あのときに、本当に責任持って、納入業者の責任を選定基準に合うような納入業者かどうか、教育委員会がチェックしなくちゃいけ

なかったんじゃないか。

山本学校給食センター所長 業者としての信頼や資質が問われた案件と
思っている。顛末書の内容を見て、ほかの青果についてそういったことが
なかったかどうか、取引の記録や保管の記録といったものを、学校給食
センターとして調査、検査したい。

伊場勇副委員長 ニンジンの件で、2 LのはずがLで入ってきたと。2 Lが
入っていないことが問題なわけで、仕様書ではなるべく2 Lとなってい
ると思います。しかし、資料2の仕様書の中にはニンジンが2 L以上と書
いてある。なるべくというのは何か理由があるのか。

山本学校給食センター所長 2 L以上と当然すべきではあるが、青果物であり
生育状況にもよるところがあり、大体見積りを取るのが2～3週間前
のものであるため、実際に納品するときに天候の不良で2 Lがそろわ
ないことがある。その際には、事前に連絡してもらっているが、全量、
そろわないことがあるので、大変曖昧な表現だが、なるべくと付
けていた。試行的ではあるが、この7月からの納品依頼の際には、産
地やサイズについて言い切っている。

中岡英二委員 この仕様書は、業者が誠実かつ良心的な納品をするか
が一番重要なところと思う。今回の件は、業者に対してかなりきつい
処分を考えてもいいと思う。前回言われた、価格が合った、合わな
かったという問題ではない。いいものを出そうとする業者の姿勢の問
題だと思う。

岡原教育部長 悪いものと認識してそのまま給食センターに出そうと
していれば、それは食品を扱う業者としてはあってはならない姿勢
である。

中岡英二委員 そうした中で、罰則規定がないと言われたが、納入
仕様書には取引停止が明記されている。これを弁護士に見せたらそ
れに値しないとされたということだが、今後こういうことが絶対
にあってはならない。業者に反省を求める文書等を出したか。

岡原教育部長 仕様書に記載されている取引停止だが、相談の結果、
この事案が取引停止に値しないというのではなく、代替りのジャガイ
モで交換又は返品に応じることで、実際に納入ができていて契約は
履行されている。その状態であれば、疑わしいところがあるのは認
めるけれども、取引停

止というのは難しいであろうという判断であった。なおかつ、取引停止することは難しいけれども、実際に納品までにあったことを考えれば、不信の表明をして嚴重に注意をする、反省を促すことは必要であるとの見解であった。顛末書を受理した後は、中身を精査して、嚴重に注意していきたいと考えている。

河野朋子委員長 弁護士に聞けば、もちろんそういった事実になっていないのでその見解は当たり前だと思うが、それをもって教育委員会が正当化するのには疑問である。この仕様書に書かれている発芽してはいけないものを出そうとしていた。その行為について、子供の安心安全に対してどう考えているのかっていう強い抗議をしていただきたいが、業者に対して毅然とした対応をされているのか。

長谷川教育長 まず、この度の件では、委員の皆様には大変御心配をお掛けしたことをお詫びしたい。学校給食センターに食材として適さないものが納入されようとしていた件について、教育委員会には安全でおいしく安定して学校給食を供給する責務があると、大変重く受け止めている。食材の納入に関しては、納入業者との信頼関係の上に成り立っているが、その土台を揺るがすこの度の件を誠に遺憾に思っている。ついでには、この度納入されようとしておられた業者の皆さん方に顛末書の提出を求めると同時に、それを見ての指導文書並びにこの度登録されておられます業者の皆様にも注意喚起の文書をお送りしたいと思っている。加えて、取引の停止等のペナルティーについては、仕様書の中には文言があるが、納入業者を登録する要綱の中には規定はないので、見直しを図ってまいりたい。また、仕様書の改善も、今日は調理員が来ていないが、もう一度その辺の確認をしてもらいたいと思っている。今後も、子供たちに安全な給食が提供できるように努力してまいりたい。

伊場勇副委員長 納入前としても、よくない青果物が入札を行って仕様書とは違う青果物が見積られて入札を行って、価格が安いから落札ができていく状況って公平な競争入札とは言えないと思う。仕様どおりにそして流通価格に沿った見積りをした業者が落札できない状況があるのでは。

山本学校給食センター所長 この7月以降については、できるだけとか、なる

べくという表現を一切取って、サイズも2L以上とか産地も何々産という表記に改めた。公平な入札ができるように、公平な見積り合わせができるように努めてまいりたい。

山田伸幸委員 ジャガイモの件ははっきり言って入札妨害である。そういう認識を学校給食センターや教育委員会がお持ちかどうか。単なる納入の間違ひを見付けたからそれで済んだ、今後注意するという問題でなくて、入札妨害にも等しい内容で、あってはならないことである。

山本学校給食センター所長 仕様どおりの物を入れなことを前提に見積金額を入れるという行為であれば、当然そのようなものと思っている。したがって、取引ができるように見積りの依頼を厳格に、サイズも品物も欲しいものがそろそろように改めていきたいと思っている。

伊場勇副委員長 では、入札した価格はやはり安すぎたんじゃないのか。流通価格の半分ぐらいの値段で落札していると聞いているが、流通価格の相応の金額で入札されたと思われているか。

山本学校給食センター所長 実際ジャガイモの流通価格を把握した上で決定したということではない。当然競争であるため、ある物の値段の差があるというのは、その納入業者の努力と思う。学校給食センターの見積りの決め方が、その日に使う青果全体の総額の見積り結果である。値段の格差があろうかと思うが、安過ぎたという認識はない。業者の努力と考えている。

伊場勇副委員長 仕様書には交換又は返品、状況に応じて取引停止もあると書いているし、要綱にある登録の取消しも教育長の判断でできる。これが厳格な対応だと思う。今、業者と給食センターの関係はよくなくて、悪い方向に向かっていて、業者も困っている。すごい悪循環である。厳格な対応をまず教育委員会が取べきである。

長谷川教育長 食材の納入に関して、業者との信頼関係がベースになって行われ、それが安定的に行われる必要がある。今は2業者しかなく、そこから納入しているが、安定的に定めた食材が入ってくるのがとても難しいこともあるんじゃないかと思うところもある。ただ、今回のベースにある子供たちの食の安全を最大限のこととしてやっていくことに変わりは

ない。教育長として、登録業者の要綱の中に著しく適正を欠く行為が認められるときという条項があるので、今後もう少し細かく規定しておくことが必要になると考え、先ほど要綱の見直しについてお答えした。

山田伸幸委員 何かもうこのまま無罪放免っていう感じがするが、これでいいのか。処罰規定もないし、まだ何も事件も起こしていないので今後注意するで留め置くということか。

岡原教育部長 起きたことは重大だという認識は持っている。まずは厳重に注意をして、このような行為が二度と起きないように指導していくことだと考えている。

中岡英二委員 信頼関係と先ほどから言われているが、既に崩れている。それを修復するには、懲罰を考えていくことが必要だと思う。何とかして子供たちに安心安全なものを食べさせる、これを実現しないといけなんです。もし、食中毒が出たらどなたが責任取るのか。

岡原教育部長 食中毒に限って言えば、給食センターで調理したものが原因で起こった場合は、当然市の責任になろうかと思う。納入した食品に原因があるとすれば、食品の納入業者も同列に責任を負うべきものであろうと思う。

河野朋子委員長 業者が二つしかないと、例えば、片方が登録を取り消された場合には、もう一つしかなくなってしまふ。これは健全ではない。そういう意味で行くと、今は市内業者に余りにも優先的にしているが、子供たちの立場から考えるとおいしくて安全なものをもって思えば、条例の議案審査であったが、もっと業者を増やすことは努力してもらおうといった面からの改善も必要だと思うがどうか。

岡原教育部長 今後、公会計化に伴って、登録業者の募集ということになろうと思うが、やはり5,000食以上を賄うだけの食材を集めていただく業者になる上、登録に当たっては審査も適正に行わなければならない。今よりも広く応募していただけることが非常に期待されているので、どのように募集していくかを研究していきたい。

伊場勇副委員長 いろいろ考えたら、やはりあってはならないことだし、子供の命に関わるので正直許せないところがある。ペナルティーを科さない

理由をはっきりと教えてほしい。

長谷川教育長 先日の委員会で笹木委員から、契約が履行されているかどうかで判断すべきではとの意見を頂いた。弁護士の意見で契約不履行にはなっていないということがやはり大きな理由の一つに挙げられる。ただし、ペナルティーがないというのではなく、まずは顛末書の提出、それを受けていろんな聞き取り等もあるかもしれない。その後、文書による業者に対する指導、さらに、他の納入業者への注意喚起を行っていききたい。

山田伸幸委員 一方の業者は一生懸命そして真面目にやって、以前注意を受けたときも謝罪して引き続き正常な入札に心掛け、納品もきちんとやった。ところが、指摘したほうが平気で基準を破り、要綱にも合致しない。これでは、余りにも不公平である。誰が見ても公平公正であること、そして一番はやはり子供たちの安全安心な給食を提供する責務があること。これらをきちんと果たしていただき、今後は、こういったことが絶対起きないように措置が是非明言できるようにしていただきたい。

河野朋子委員長 要綱にそういった罰則的なものを明記するということと、顛末書を受けて指導していくということだが、いつそれができるのか。

岡原教育部長 顛末書の提出期限は明日である。受理したら速やかに対応していききたい。要綱の設定についても同様に考えている。

河野朋子委員長 その辺りの報告などを含めて委員会に提示していただきたい。

岡原教育部長 結果につきましては御報告させていただく。

河野朋子委員長 今後速やかに対応されることを期待して、本日の審査内容4の件についての審査を終了する。

午後 2 時 4 4 分 散会

令和 2 年（2020 年） 6 月 1 1 日

総務文教常任委員長 河 野 朋 子